



東北防衛局広報紙
(トピックス情報紙)

防衛情報 (第12号)

東北のかなめ

がんばろう!東北



見渡す限り津波によって破壊された家屋や建物等が広がる被災地に、捜索活動のため到着した陸上自衛隊員。
未曾有の甚大な被害を被った東日本大震災に対し、陸・海・空3自衛隊は10万人を超える空前の人員で災害活動を行いました。

(岩手県陸前高田町)



JR仙石線(陸前小野駅周辺)でガレキの撤去作業を行う在日米軍の海兵隊員。

在日米軍は、「トモダチ作戦」の一環として、津波により大きな被害を被ったJR仙石線のガレキの撤去作業を「ソウルトレイン作戦」(意味:魂を込めて列車を通そう)と命名しました。

(宮城県東松島市)

特集

いくつもの初めて

東日本大震災における防衛省・自衛隊の活動等

防衛省東北防衛局編集発行

宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15

TEL 022-297-8209



いくつもの初めて

～ 東日本大震災における防衛省・自衛隊の活動等 ～

平成23年3月11日（金）14時46分頃、三陸沖を震源とする日本国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震が発生し、東北地方太平洋沿岸部を中心として観測された大津波により、同地域は広範囲にわたり、甚大な人的・物的被害を受けました。

この事態を受け、防衛省・自衛隊等においては、航空機による情報収集、人命救助、物資や医療チーム・患者の輸送、ご遺体の捜索・収容・搬出、給水・給食支援、燃料提供、入浴支援、がれき除去支援など広範多岐な活動を行いました。

防衛省・自衛隊の活動等に当たっては、今回の震災が未曾有の大震災であったことから、過去に前例の無い「いくつもの初めて」に遭遇することになりました。

今回はそのうち「5つの初めて」について、簡単にご紹介します。

※ 防衛省・自衛隊等においては、被害状況や被災関係自治体からの派遣要請等を踏まえ、災害派遣を行うべく、3月11日、防衛大臣から自衛隊法（昭和29年法律第165号）による大規模震災災害派遣命令（第83条）及び原子力災害派遣命令（第83条の3）等が発出されています。

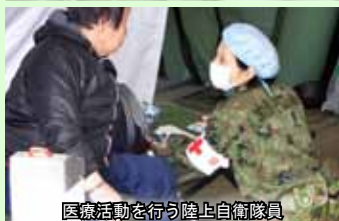


1つ目の初めて

～空前の規模による災害派遣 10万人態勢～



捜索活動を行う陸上自衛隊員



医療活動を行う陸上自衛隊員



慰問演奏を行う陸上自衛隊員



掃海ヘリコプターで救援物資等の輸送を行う海上自衛隊員



洋上での捜索活動を行う海上自衛隊員

防衛省・自衛隊においては、未曾有の東日本大震災に当たり、内閣総理大臣から「10万人態勢」との指示（3月13日）を受け、ピーク時には、陸・海・空3自衛隊総数で人員約10.7万人、航空機約540機、艦艇約60隻もの大規模な部隊等を派遣して災害派遣活動を行いました。

この派遣規模は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災時の派遣規模（約1.9万人）を大きく上回るものであり、我が国の常備自衛官数約23万人の約半数弱を占める空前の規模です。



給水支援を行う航空自衛隊員



被災者の運搬を行う航空自衛隊員



2つ目の初めて

～統合運用 災害派遣統合任務部隊の編成～



被災者を輸送する航空自衛隊輸送機



陸上自衛隊車両を運搬する海上自衛隊輸送艦



被災者を輸送する航空自衛隊員と陸上自衛隊員

救援物資等の運搬する陸上自衛隊員と航空自衛隊員

3月14日、防衛大臣は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に対する大規模震災災害派遣の実施に関する自衛隊行動命令（自行災命第6号）」を発令、これを受け、陸上自衛隊東北方面総監（東北方面総監部（宮城県仙台市））を指揮官とする陸・海・空3自衛隊による災統合任務部隊（JTF-TH：Joint Task Force-Touhoku）が編成され、全国から派遣された3自衛隊の部隊による救援活動等が行われました。

統合任務部隊の編成は、平成18年3月から統合運用※1が開始されて以降、3事例目※2でしたが、災害派遣としての編成及び陸・海・空3自衛隊による統合部隊運用は初めてのことです。

※1 拡大・多様化する自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、平成18年から陸・海・空3自衛隊を一体的に運用できる統合運用体制に移行。複数の自衛隊が共通の目的・目標を達成するために一体的に活動するものであり、各自衛隊の相互の連携によって、より効果的に事態に対応可能。

※2 平成21年4月の北朝鮮によるミサイル発射事案に際してのBMD統合任務部隊（海・空）、同年7月からのソマリア・アデン湾における海賊対処行動部隊（陸・海）に次いで3事例目。



3つ目の初めて

～日米共同 大規模な部隊派遣（トモダチ作戦）～

在日米軍においては、トモダチ作戦（Operation Tomodachi）と名付けられた過去に例の無い、迅速・大規模・長期間にわたる支援活動、自衛隊との共同活動が行われ、活動には、陸・海・空・海兵隊から最大2万人以上、原子力空母ロナルド・レーガンを含む艦船約20隻、航空機約160機が参加、支援物資の輸送、仙台空港の復旧、JR仙石線のがれきの撤去や行方不明者の集中捜索等が行われました。

活動に当たっては、自衛隊との緊密な連携を図るため、防衛本省（東京都新宿区市ヶ谷）、在日米軍司令部（東京都福生市）、災統合任務部隊司令部（陸上自衛隊東北方面総監部（宮城県仙台市））の3力所に日米調整所※が設置されましたが、災害派遣で日米調整所が設置されるのは初めてのことです。

※ 在日米軍が支援活動等を行うに当たり、日米の担当者が調整を行う調整所。



JR仙石線「野蒜（のびる）駅」のがれきの撤去等を行う在日米軍と陸上自衛隊員（宮城県東松島市）



共同による入浴支援



小学校でがれきの撤去を行う在日米軍と陸上自衛隊員



陸上自衛隊車両を運搬する在日米軍揚陸艦



派遣された原子力空母「ロナルド・レーガン」（奥）



被災者を前に演奏を行う在日米軍（宮城県石巻市）



4つ目の初めて

～予備自衛官及び即応予備自衛官の招集～

防衛省・自衛隊が総力を挙げて災害派遣活動を行うため、3月16日、予備自衛官制度※1が創設された以降初めてとなる予備自衛官※2及び即応予備自衛官※3の災害派遣招集が行われました。

予備自衛官等は大規模災害が発生し、防衛大臣が特に必要と認める場合、自衛隊法（第70条又は第75条の4）により内閣総理大臣の承認を得て、災害（等）招集命令がなされるものです。

3月23日以降、即応予備自衛官においては行方不明者捜索や生活支援活動等を、予備自衛官においては在日米軍等の救援活動を円滑を図るための通訳や駐屯地での後方支援業務等を行いました。

- ※1 有事の際に必要な防衛力を急速かつ計画的に確保するための予備役制度。我が国では予備自衛官制度（昭和29年度～）、即応予備自衛官制度（平成9年度～）、予備自衛官補制度（平成13年度～）の3つの制度を採用。
平成13年6月、自衛隊法の改正により、予備自衛官にも災害派遣の任務を付与。
- ※2 日常は自衛隊以外の職業に従事し、有事又は大規模災害が発生し、防衛大臣が特に必要と認める場合、防衛大臣の招集命令を受け、後方地域の警備や後方支援等に従事。
- ※3 予備自衛官同様、有事や大規模災害が発生した場合、防衛大臣の招集命令を受け、自衛官とともに第一線部隊の一員として従事。また、災害派遣等に派遣され、部隊の一員として活動に従事。



即応予備自衛官出頭命令公布



捜索活動



ガレキ等の撤去活動



物資運搬活動



通訳活動



生活支援活動



5つ目の初めて

～原子力災害派遣～



原子炉への放水活動行方自衛隊消防車①



原子炉へ水投下へ向かう自衛隊ヘリコプター



防護衣、防護マスクを装着する自衛隊員



原子炉への放水活動行方自衛隊消防車②



放水活動に参加した自衛隊消防車



派遣された74式戦車

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、3月11日、内閣総理大臣から原子力災害特別措置法（平成11年法律第166号）による原子力緊急事態宣言※1が発出され、防衛大臣に対し自衛隊の派遣要請※2がなされました。

同日、防衛大臣は原子力災害派遣制度が創設された以降初めてとなる「東京電力福島第一原子力発電所における原子力緊急事態に対する原子力災害派遣の実施に関する自衛隊行動命令」を発令、これを受け、防衛省・自衛隊においては、ピーク時は、陸上自衛隊の中央特殊武器防護隊※3など約400名、海上自衛隊約10名、航空自衛隊約40名の部隊を派遣し、避難支援、人員及び物資輸送、モニタリング支援、原子炉への放水活動などを行いました。

- ※1 原子力緊急事態に至った際、内閣総理大臣が宣言するものであり、この宣言により、国は原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体などに対する必要な指示などを実施。
- ※2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第166号）に基づき、国や地方公共団体が実施する緊急事態応急対策を支援するため、自衛隊の部隊等を派遣。
- ※3 核、化学などに汚染された地域の偵察・除去等を主な任務とし、化学護車等を保有する陸上自衛隊中央即応集団（栃木県宇都宮市）所属部隊。